

201201025A

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

日本・シンガポール・台湾のDV防止と
被害母子支援に関する比較法研究

平成24年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 清末 愛砂

平成 25 (2013) 年 5 月

目次

I. 総括研究報告書	
日本における DV 被害者支援に関する調査および日本、シンガポール、台湾 の DV 被害者支援の比較に関する研究	----- 1
清末愛砂	
II. 分担研究報告書	
日本（京都・大阪）における DV 被害者支援に関する調査および日台の DV 被害 者支援の比較に関する研究	----- 5
福嶋由里子	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 8
IV. 研究成果の刊行物の別刷	----- 9

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
総括研究報告書

日本における DV 被害者支援に関する調査および日本、シンガポール、台湾
の DV 被害者支援の比較に関する研究

研究代表者 清末 愛砂 国立大学法人室蘭工業大学准教授

研究要旨

本研究では、日本において DV 被害者支援策が進んでいるといわれている北海道、および都道府県や市長村レベルにおいて配偶者暴力相談支援センター機能の拡充が図られた京都と大阪に注目し、関連諸機関において聞き取り調査を実施する。また、外国籍被害者が直面する主な問題を明らかにするため、入国管理局や外国籍被害者の支援に携わっている専門家等への聞き取り調査を実施する。最終的には、国内調査で得た知見と前年度に台湾やシンガポールで実施した調査の結果を比較検討し、日本における DV 被害者保護政策の改善に向けた提言を作成する。

研究分担者：福嶋由里子
所属：公益財団法人世界人権問題研究センター 研究第4部
職名：専任研究員

A. 研究目的

本研究の目的は、DV 被害者支援に関する官民の連携体制や外国籍被害者への支援体制について、日本（北海道と関西地区）における DV 被害者支援体制の課題を多角的に分析するための有益な情報を集めることにある。また前年度に台湾とシンガポールで実施した調査結果と日本での調査結果を比較検討し、日本における DV 被害者保護政策の改善に向けた提言を作成する。

B. 研究方法

2012 年度は、日本国内における DV 被害者支援体制の課題や外国籍被害者が直面している問題を明らかにするために、DV 被害者支援策が進んでいるといわれている北海道、および都道府県や市長村レベルにおいて配偶者暴力相談支援センター機能の拡充が図られた京都と大阪に注目し、関連諸機関において聞き取り調査を実施した。また、前年に台湾とシンガポールで実施した調査結

果と国内における調査結果の比較分析を行った。

北海道における調査、およびシンガポールと日本の DV 法政策の比較検討については、主には研究代表者がそのコーディネートを担当している。また、関西地区（京都・大阪）における調査のコーディネートを、および台湾と日本の DV 法政策の比較検討については、主には研究分担者が担当している。したがって、本報告書では、主には北海道における聞き取り調査、および日本とシンガポールとの比較について述べることにする。関西地区での聞き取り調査、および日本と台湾との比較分析に関しては、続く分担研究報告において紹介する。

日本の自治体のなかでも DV 被害者支援策が最も進んでいるといわれている北海道における聞き取り調査は、札幌市と室蘭市において実施した。北海道における外国籍住民が集中していること、および行政の中心であることから、札幌市を選定した。室蘭市に関しては、北海道庁の胆振総合振興局があることから、DV 被害者支援を行っている民間支援団体と道庁との連携状況を知ることができるほか、DV 被害者保護施策における道内の地域格差を知ることができると

判断し、調査先として選定した。札幌市と室蘭市における聞き取り調査先は以下の通りである。

室蘭市保健福祉部子育て支援課、北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課男女共同参画グループ、札幌入国管理局、NPO 法人ウィメンズネット・マサカーネ、NPO 法人女のスペース・おん、芝池俊輝氏（弁護士）、滝沢俊行氏（行政書士）

（倫理面への配慮）

聞き取り調査を実施する際は、インタビューから知り得た情報は研究目的以外には使わないことを聞き取り先に伝え、その旨を十分に理解してもらったうえでインタビューを開始した。また、ICレコーダーを用いて、インタビュー内容を記録したが、これに関しても事前に聞き取り先から許可を得た。

C. 研究結果

これらの聞き取り調査を通して、北海道における外国籍女性を含む DV 被害者支援体制の現状や特徴について貴重な情報を得ることができた。

道内に設置されている 19 か所の配偶者暴力支援センター（道設置 16 か所、札幌市設置 2 か所、旭川市設置 1 か所）には、2010 年度に 3,125 件、2011 年度に 3,435 件の DV 相談が寄せられたが、民間支援団体（道内 8 団体）には 2010 年度に 4,556 件、2011 年度に 5,749 件もの相談が寄せられている（道民生活課男女平等グループのデータ）。同データから分かるように、道内では民間支援団体に対する相談数が多く、これらの団体の浸透度、および信頼度が高いことがみてとれる。

首都圏や大阪府、兵庫県、愛知県のように多数の外国籍住民が在住している地区と比べると、外国籍住民の数が少ない北海道では、行政が把握している外国籍配偶者の DV ケースは極めて少なく、2011 年度の相談件数はゼロであった。しかしながら、この数値は北海道在住の外国籍配偶者が DV 被害にあっていないと

いうことを意味するものではない。民間支援団体は少数であるが外国籍配偶者に対する DV ケースを扱っており、札幌入国管理局は、DV 被害者の在留資格に関する手続を 2011 年に 2 件、2012 年（2012 年 10 月当時）に 1 件扱っている。また、道民生活課男女平等参画グループによると、民間支援団体や道立の女性相談援助センター（配偶者暴力相談支援センターの一つ）が一時保護をした外国籍配偶者（フィリピン、タイ、韓国、中国）の数は 2010 年度に 6 人（道立の女性相談援助センター）、2011 年度に 4 人（民間委託）であった。

外国籍被害者にとって相談時の大きな問題となるのが言語の壁であるが、道庁は外国籍被害者のための通訳者を事前に確保しておらず、そのための正式な予算化もしていない。相談等で通訳が必要となった場合、本庁の国際課や民間支援団体に通訳派遣依頼をすることになっているという。その一方で、札幌入国管理局は、通訳者（20 か国語、50 人）を確保できている。

また、道民生活課男女平等参画グループは内閣府作成の DV に関する多言語のカードやリーフレットを配布したことも過去にはあったが、現在ではそのようなことは行っていない。多言語による独自のカードやリーフレットも作成しておらず、独自のものを作成する計画も聞き取り調査の段階ではなかった。さらには、胆振総合振興局保健環境部環境生活課は内閣府作成の多言語によるカードやリーフレットを保管しているものの、活用していない。

道内では現在、「女性相談援助関係機関等連絡会議」（事務局：道民生活課男女平等参画グループ）が設置されており、関係機関の連携が図られている。札幌入国管理局は自ら打診し、同会議の構成メンバーとなったという。同入国管理局は新規採用者対象の研修において、DV 問題を取り上げており、さらには道や札幌市主催の DV 関係の会議等にも参加している。これらの活動から、同入国管理局による外国籍被害者に対する意識の向上を

みてとれる。

行政書士へのインタビューのなかでは、入国管理局による外国籍配偶者の在留資格に関する審査には時間がかかること、また新しい在留管理制度が外国籍配偶者にとって不利なものであるとの言及がなされたが、一方で法務省の外国籍被害者の在留許可に関する一連の通達が一定の救済効果を発しているとの指摘もなされた。民間支援団体からは、超過滞在のDV被害者に在留特別許可が発給されるということが外国籍配偶者の間で知られていないために、超過滞在になると、外国籍被害者が逃げ隠れする傾向がみられることも指摘された。さらには、民間支援団体および弁護士へのインタビューのなかで、フィリピン女性はネットワーク化が進み、情報交換がある程度できる状態にあるものの、それ以外の外国籍配偶者の女性は特に農村地区等で孤立している状況にあることが指摘された。

また、民間支援団体への聞き取り調査においては、一時保護後の被害者の自立支援に対しても行政が民間委託を含む財政支援を積極的に行ってほしいという要望が出された。

上記のように、北海道における聞き取り調査を通して、行政による民間支援団体への業務委託の現状と課題、外国籍被害者が直面している言語問題に対する行政の意識の低さやネットワーク化が進んでいない外国籍配偶者の孤立化の問題等に関し、有益な情報を得ることができた。

D. 考察

日本の都道府県のなかで最も広大な面積を有する北海道は、DV被害者の一時保護に関して、行政と民間支援団体との連携（＝民間委託）が最も進んでいるとの評価を受けてきた。しかしながら、本調査の結果、DV被害者保護に対する行政の意識の高さゆえに民間委託が進んできたわけではないことが明らかとなった。先述したように、北海道には道庁や札幌市、旭川市によって19か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されている。しかし、広大な面積ゆえにこれらのセンターを設置しようとも、各地に点在

している被害者をカバーすることは難しい。このような状態においては、行政側のスタッフを増員し、支援を拡大するよりも、地元を根を張って熱心に支援活動を展開してきた民間支援団体に業務を委託した方が財政的にもコストを削減でき、かつ迅速な被害者の保護や支援に結びつくのである。そのために、民間委託が進んできたといえる。その背景には、これらの民間支援団体のネットワーク化と連携、および行政に対する熱心な働きかけがあったことも否定できない。被害者の自立支援に係る経費については民間支援団体が負担している現状があることを鑑みると、行政側には被害者の一時保護のみならず、自立支援に関しても、民間支援団体への委託あるいは財政支援を行うことが求められているといえよう。

このように行政と民間支援団体との連携が進められてきたにもかかわらず、マイノリティである外国籍被害者に対する行政の意識は現段階では極めて低いと言えるだろう。道としては外国籍配偶者からの相談を受け付けているものの、現実には通訳体制が整っていない、多言語でのパンフレット等の配布がなされていない等、救済手段へのアクセスや情報の伝達面で大きな問題がある。この点は早急に改善すべきであろう。

多民族国家であるシンガポールでは、下級裁判所のなかに通訳部門が設置されており、また同国の家族法である「女性憲章」のなかのファミリー・バイオレンス関連の条項が規定している保護命令に関する多言語のパンフレットも裁判所や民間支援団体の事務所等の各所で配布されている。それでもなお、外国籍DV被害者は情報へのアクセス問題を抱えている。しかしながら、シンガポールにおけるこのような施策は、北海道を含む日本における外国籍被害者支援のあり方にとって、大いに参考になるものである。

また、法務省から出された、外国籍被害者の在留許可に関する一連の通達が札幌入国管理局の動きにポジティブな意味で影響を与えていることが見えて

きた。このことにより、滞在許可に関する現行の法務省の方針が維持されると、在留許可の面から不安定な地位におかれやすい外国籍被害者救済につながりやすいことを確認することができた。

E. 結論

本調査を実施したことにより、北海道におけるDV被害者に対する支援策の現状、特に行政と民間支援団体との連携が進む理由が見えてきた一方で、外国籍被害者に対する行政側の支援体制の弱さが浮き彫りとなり、今後の改善すべき点が明らかとなった。

また、日本とシンガポールにおけるDV被害者支援に関する法政策等を比較検討することで、両国の共通点や相違点、ならびに日本が参考とすべきシンガポールの施策を見出すことができた。日本とシンガポールとの比較分析および北海道における調査の結果と、研究分担者が主に担当した台湾と日本のDV法政策の比較分析および同分担者がコーディネートを担当した関西地区（京都・大阪）における調査の結果をもとに、本研究の総仕上げとして、日本におけるDV被害者保護政策の改善に向けた提言を作成した。提言の具体的内容は、本総括報告書に添付している「研究成果報告書 日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究」（複写）の18頁から19頁に掲載している。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

研究代表者単独のもの、および研究代表者と研究分担者の共同のものを挙げる。

1. 論文発表

清末愛砂「シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度の改革と今後の課題」、『亜細亜女性法学』第15号、亜細亜女性法学研究所（韓国）、2012年、93-123頁

2. 学会および研究会発表

清末愛砂・福嶋由里子「台湾における外国籍配偶者のDV被害者に対する支援政策とその課題」、2012年度日本女性学会大会、2012年6月3日、大正大学

清末愛砂「シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度」、大阪大学大学院国際公共政策研究科床谷文雄研究室主催「養子・里親研究会」2012年12月28日、甲南大学

3. 報告書

清末愛砂・福嶋由里子「研究成果報告書 日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究」、2013年3月、全19頁

4. 成果報告会

「日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究」報告セミナー、2013年2月22日、大阪府立男女共同参画・青少年センター、後援：複合差別研究会、「女性・戦争・人権」学会、（報告者：清末愛砂、福嶋由里子、コメンテーター：元百合子（大阪女学院大学元教授）、李月順（関西大学非常勤講師））

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

日本（京都・大阪）における DV 被害者支援に関する調査および
日台の DV 被害者支援の比較に関する研究

研究分担者 福嶋 由里子 公益財団法人世界人権問題研究センター専任研究員

研究要旨

日本における DV 被害者支援に関する調査の一環として、近年、都道府県および市長村レベルにおいて配偶者暴力相談支援センター機能の拡充が図られた京都と大阪に注目し、関連諸機関において聞き取り調査を実施する。また、外国籍 DV 被害者が直面する主な問題を明らかにするため、入国管理局や外国籍 DV 被害者の支援に携わっている専門家等への聞き取り調査を実施する。最終的には、国内調査で得た知見と前年度実施した台湾における調査結果を比較分析し、日本における DV 被害者保護政策の改善に向けた提言内容を考察する。

A. 研究目的

DV 被害者支援に関する官民の連携体制や外国籍 DV 被害者への支援体制について、国内の他の調査対象地域である北海道とは違った特徴が見られる京都と大阪を取り上げることにより、日本における DV 被害者支援体制の課題を多角的に分析するための有益な情報を集めることを目的とする。

B. 研究方法

調査対象地域における DV 被害者支援の課題や、外国籍 DV 被害者が直面する問題等を明らかにするために、下記の機関等において聞き取り調査を実施した。

京都府家庭支援総合センター、京都市文化市民局男女共同参画推進課、大阪入国管理局、大阪府女性相談センター（大阪府配偶者暴力相談支援センター）、大阪府市民局男女共同参画課、一般財団法人京都 YWCA APT、姫田格氏（行政書士）、雪田樹理氏（弁護士）

（倫理面への配慮）

各調査先では、インタビューにより知り得た情報は研究目的以外には使用しないことを先に伝え、その旨を十分に理解してもらったうえでインタビューを開始

した。また、IC レコーダーによる録音の可否についても、インタビュー開始前に必ず調査先に確認した。

C. 研究結果

上述の関連諸機関等における聞き取り調査を通して、大阪と京都における外国籍女性を含む DV 被害者支援体制の現状や特徴について貴重な情報を得ることができた。

【京都】

京都府家庭支援総合センターおよび京都市文化市民局男女共同参画推進課では、京都府域における被害状況の推移や、DV 被害者支援体制に関する新しい取り組みの内容について具体的な情報を得ることができた。京都府家庭支援総合センターは、児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所および知的障害者更生相談所を統合する形で 2010 年 4 月に設置されたものであり、DV を含む家庭内における様々な問題に対応するワンストップセンターとして包括的な支援を展開している。京都市では、2011 年 10 月に、市内の DV 相談機能と自立支援体制の拡充を目指して、京都市ドメスティック・バイオレンス相談支援センターが設置された。この相談支援センターの運営は、

DV 被害者支援に実績のある民間の母子生活支援施設に委託されている。外国籍 DV 被害者からの相談については、これらの行政機関と外国籍住民のための多言語電話相談を提供している民間支援団体（京都 YWCA APT）が連携して対応している。京都 YWCA APT における聞き取り調査では、外国籍 DV 被害者が直面する主な問題や、行政機関との連携の限界等について具体的な情報を得ることができた。京都におけるその他の特徴的な取り組みとしては、京都府行政書士会が 2010 年に設立した「京都外国人夫婦と親子に関する紛争解決センター」が挙げられる。本調査では、このセンターを設立した行政書士から、DV を含む外国人の家族問題の現状や本センターの運用状況等について、貴重な情報を得ることができた。

【大阪】

大阪府女性相談センターおよび大阪府市民局男女共同参画課では、大阪府域における被害状況の推移や、DV 被害者支援に関する新しい取組みの内容について具体的な情報を得ることができた。

大阪府女性センターでは、2009 年度以降、専門職所長の配置や担当ケースワーカー制度等の導入により被害者支援体制の拡充が図られた。大阪市は、2011 年 8 月に大阪市配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV に関する専門相談、一時保護に関する調整、保護命令に係る支援、自立支援、啓発・研修事業を行っている。また、市内各区の保健福祉センターに配置された DV 担当係長と連携し、一連の被害者支援業務の円滑化を図っている。外国籍 DV 被害者への対応については、府および市とも、相談者・通訳者・支援提供者の三者をつなぐ「トリオホン」を活用している。このトリオホンは、大阪府外国人情報コーナーが提供している。

大阪入国管理局における聞き取り調査では、2008 年の法務省通達により導入された「DV 事案に係る措置要領」の影響や職員に対する啓発事業等につい

て、貴重な情報を得ることができた。外国籍 DV 被害者の離婚事件等を多く扱っている弁護士からは、外国籍 DV 被害者とその子どもに対する中長期支援体制の不備や法律扶助の限界等について、最終提言につながる有益な示唆を得ることができた。

D. 考察

本調査を通して、DV 被害者支援の現場から見える支援体制の問題が浮き彫りになった。主な問題点としては、一時保護所を退所した被害者が中長期的に滞在できる保護施設が不足していること、就労の機会や職種の選択肢が限定される傾向にあること、市町村において被害者支援体制にばらつきがあること等が挙げられる。

外国籍 DV 被害者の支援に関する問題については、通訳費や翻訳費に関する財源が限られているため継続的な支援が困難であること、DV について理解のある通訳者が限られているため二次被害が発生しやすいこと、母子生活支援施設等の生活規則が理解できず職員等と衝突し、不安定な精神状態のまま退所してしまうケースがあとを絶たない等が挙げられる。

これらの問題点に加え、本調査を通して、DV 被害者支援に関する近年の改善点も明らかになった。特に、外国籍 DV 被害者の救済に関しては、2008 年の法務省通達以降は、入国管理局での在留審査の際に、DV の被害状況に配慮した措置が行われる等、「DV 事案に係る措置要領」が、外国籍 DV 被害者の救済に一定の効果を上げていることが明らかになった。

一方、台湾では、外国籍 DV 被害者への支援は、台湾人男性と結婚した外国人配偶者のための包括的な生活支援策の一部として位置づけられており、DV に関する予防啓発から相談、保護、就労といった支援の段階に応じて、各行政を有機的につなぎ、多角的な支援を提供することが可能な体制が取られていた。このような外国籍配偶者への支援に関する姿勢

や基本的な枠組みは、日本における DV 被害者保護政策の改善に向けた提言内容を考察するうえで参考になる点が多い。

E. 結論

本調査では、主に関西地域における外国籍 DV 被害者の支援体制に関する問題点や改善点が明らかになった。今回の調査対象地は、都市部であることや、行政機関と外国籍 DV 被害者支援に実績のある民間支援団体との連携が一定程度進んでいたこと等により、国内の他の調査対象地である北海道とは異なる特徴が見られた。本調査を実施したことにより、日本における外国籍被害者を含む DV 支援体制の問題点を多角的に分析するための有意義な情報を得ることができた。

また、本調査を通して、台湾における DV 被害者支援施策等との共通点および相違点が明らかになり、日本における DV 被害者保護政策の改善に向けた提言内容を考察するうえで有益な知見を得ることができた。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表

清末愛砂・福嶋由里子「台湾における外国籍配偶者の DV 被害者に対する支援政策とその課題」、2012 年度日本女性学会大会、2012 年 6 月 3 日、大正大学

福嶋由里子「外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス —被害者の法的保護と支援体制の拡充に向けて」、 「女性・戦争・人権」学会 2012 年度研究大会、2012 年 10 月 28 日、立命館大学朱雀キャンパス

3. 報告書

清末愛砂・福嶋由里子「研究成果報告書 日本・シンガポール・台湾の DV 防止と被害母子支援に関する比較法研究」、2013 年 3 月、全 19 頁

4. 成果報告会

「日本・シンガポール・台湾の DV 防止と被害母子支援に関する比較法研究」報告セミナー、2013 年 2 月 22 日、大阪府立男女共同参画・青少年センター、後援：複合差別研究会、「女性・戦争・人権」学会、（報告者：清末愛砂、福嶋由里子、コメンテーター：元百合子（大阪女学院大学元教授）、李月順（関西大学非常勤講師））

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし

2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版地	出版年
清末愛砂	シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する法制度の改革と今後の課題	亜細亜女性法学 (Asian Women Law)	第15号	93-123頁	韓国	2012年

報告書

発表者氏名	報告書タイトル名	ページ	出版年
清末愛砂 福島由里子	研究成果報告書 日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究	全19頁	2013年

亞細亞女性法學

第 15 號

2012年 11月

論 題

シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する
法制度の改革と今後の課題 …………… 清末愛砂

亞細亞女性法學研究所

シンガポールにおけるファミリー・バイオレンス に関する法制度の改革と今後の課題

清末愛砂*

1. はじめに

アジアではマレーシアで1994年にドメスティック・バイオレンス法(Domestic Violence Act 1994)が制定されて以来、ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)の被害者を救済することを目的とする独立した法律が各国・各地域で作られてきた¹⁾。日本では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が2001年に制定され、2004年と2007年の改正を経て現在にいたっている。本稿で着目するシンガポールにおいては、DVに関する独立した法律はいまだ制定されていないものの、総合的な家族法である「女性憲章」(Women's Charter)が1980年に改正された際に、DV被害者保護のための条項が盛り込まれた。また、1996年に行われた同憲章の改正の際には、第7編として「家族の保護」(第64条から第67条)が盛り込まれ、配偶者からの暴力のみならず、父や母、子、兄弟姉妹、配偶者の父や母等による暴力の被害者を救済するための法的整備がなされた。

本稿の目的は、アジアにおいては早い段階からDVを含むファミリー・バイオレンスの被害者の救済に取り組んできたシンガポールにおける法制度の改革や現行法の内容を紹介しながら、批判的検討を加えつつ、今

* 室蘭工業大学大学院工学研究科准教授

1) 香港では法律ではなく、1986年にドメスティック・バイオレンス条例(Domestic Violence Ordinance)が制定されている。また、中国では1992年に採択された「中華人民共和国婦女權益保障法」においてDVの禁止および国がDV防止のための措置をとることが規定されている。

後の改正に向けた課題を提示していくことにある。シンガポールの家族法やDVを含むファミリー・バイオレンスについての法政策に関する研究は主にはシンガポールの社会政策や家族法の研究者によってなされており、これまでにその成果が英語によって多数報告されてきた。しかしながら、同国の法制度を考察した日本語による研究は極めて限られており²⁾、法体系の違いはあるものの、比較法研究の対象として参考となる点を有している同国の制度は、日本ではほとんど注目を受けることなく現在にいたっている。その点を鑑みると、本稿でシンガポールの法制度を紹介することは大きな意義があるといえよう³⁾。

以下の第II章では、女性憲章の法的な位置づけとその制定目的を示し、続く第III章では、1980年と1996年の女性憲章へのDVを含むファミリー・バイオレンス関連条項の導入の歴史を概説していく。第IV章では、1996年の改正にもとづくファミリー・バイオレンスの定義や刑事罰、救済対象となる家族の構成員の範囲、被害者が利用できる救済手段や保護命令違反者に対する処罰規定、および被害者に対するその他の支援体制について詳述することで、1980年の改正にもとづく政策との比較において改善された点や残されている問題を明らかにしていく。最終章である第V章では、今後のシンガポールにおけるファミリー・バイオレンスについての法政策に関する課題を提示する。

2) シンガポールの家族法やDVを含むファミリー・バイオレンスに関する法政策を紹介している日本語による主な論文や報告書としては、次のものが挙げられる。拙稿「シンガポールにおける女性の地位向上のための家族法の改革に関する批判的考察」、『亜細亞女性法學』第14号(2011)、亜細亞女性法學研究所、183-204頁。内閣府男女共同参画局「第10章 シンガポール共和国」、『東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査報告書』(2008)、75-86頁。太田達也「第2章アジアにおける家庭内暴力被害者の法的保護～家庭内暴力関連法を中心として～」、財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会『家庭内暴力への対処に関する諸外国及び国内の現状についての調査研究』(2000)、8-17頁。

3) 本研究は、平成23年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業〔政策科学推進研究事業〕)の助成を受けて実施した研究課題「日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究」(課題番号:H23-政策-若手-012、研究代表者:清末愛紗、研究分担者:福嶋由里子)の成果の一部である。

II. 包括的な家族法としての女性憲章とその制定目的

女性憲章は、イギリスの自治領であった1961年に制定されたシンガポールの主たる家族法のことである⁴⁾。同国は1963年にイギリスから独立し、マレーシア連邦内の一州となったが、1965年に同連邦から脱退し独立国家となった。女性憲章はその制定以来、シンガポールの政治的地位の変遷を経て現在にいたるまで廃止されることなく、1967年、1980年、1996年になされた大幅な改正を含む複数回にわたる改正を経て維持されてきた。

シンガポールには女性憲章のほかに、たとえば「未成年の後見に関する法」(Guardianship of Infants Act)や「子どもの養子縁組に関する法」(Adoption of Children Act)、「両親扶養法」(Maintenance Parents Act)、「ムスリム法施行法」(Administration of Muslim Law Act)等の家族に関連する法もあるが、同憲章は婚姻制度とその関連事項を中心とする全186条および2つの別表からなる包括的な家族法として位置づけられている。具体的には第1編 前文、第2編 一夫一妻婚、第3編 婚姻の挙行、第4編 婚姻登録、第5編 婚姻の挙行と登録に関する罰則および雑則、第6編 夫と妻の権利と義務、第7編 家族の保護、第8編 妻と子どもに対する扶養、第9編 扶養命令の執行、第10編第1章 離婚、同第2章 法定別居、同第3章 婚姻の無効、同第4章 婚姻関係訴訟手続の結果として生じる財産分与、同第4A章 外国における婚姻関係訴訟手続の結果として生じる財産給付、同第5章 子どもの福祉、同第6章 一般規定、第11編 女性や女兒に対する罪、第12編 雑則、第1別表(婚姻が禁止されている親族と姻戚関係者の範囲)、第2別表(未成年の婚姻に求められる同意)から構成されている。

女性憲章の制定目的は、立法参事会初の女性議員として選出されたチャン・チョイ・シオン(Chan Choy Siong)議員が1960年3月6日に開かれた同参事会の議論において、女性の人權の観点から次のように発言したように、「女性が法によって保護される権利を有することを可能と

4) 女性憲章は1961年2月22日に第18条例(ordinance 18 of 1961)として制定され、同年9月15日に施行された。制定当時はイギリス連邦内の自治領であったことから、立法参事会で制定される法律は条例(Ordinance)と呼ばれていた。独立以降に制定される法律はActと表現されるようになった。

し、かつ婚姻の遠大な安定を人々にもたらすこと」および「夫と妻がその婚姻生活において平等な地位を享受することを可能とするための一夫一妻婚を規定する」ことにあった⁵⁾。すなわち、イギリス植民地時代に各民族の慣習や宗教にもとづいて認められていた一夫多妻制を禁止することで、女性の権利を保護し、同時に社会の安定を目指すことにその主眼が置かれていた⁶⁾。

女性憲章の正式名称は「一夫一妻婚とそのような婚姻の挙行と登録を規定し、離婚、既婚者の権利と義務、家族の保護、妻と子どもの扶養、女性や女兒に対する犯罪の処罰に関連する法を修正および整理し、またこれらに付随する問題を規定するための法」(Act to Provide for Monogamous Marriages and for the Solemnization and Registration of Such Marriages; to Amend and Consolidate the Law Relating to Divorce, the Rights and Duties of Married Persons, the Protection of Family, the Maintenance of Wives and Children and the Punishment of Offences Against Women and Girls; and to Provide for Matters Incidental thereto)⁷⁾であるが、ここでも最初に一夫一妻婚や婚姻の挙行と登録について言及されているのは、上記の立法目的を果たすためである。そのうえで、離婚や既婚者の権利や義務、妻と子どもの扶養等の関連する条項を規定する法であることが謳われている。「女性憲章」という名称はシンガポールで一般的に使われている通称ではなく、同第1条で規定されている正式な略称である。この略称にも、一夫多妻を禁止し、女性の人権の保護を図るとする立法目的が反映されているといえよう。なお、イスラーム法ないしはムスリムの婚姻登録に関するシンガポールとマレーシアの成文法にもとづいて婚姻している者に対しては、あるいはそのような法の下で挙行され、登録された婚姻に対しては、同憲章の第2編から第6編、第10編、および第181条と182条は適用されないことが同第3条2項によって規定されている。したがって、ムスリムによる一夫

5) Singapore Legislative Assembly Debates (6 April 1960). *Legislative Assembly Debates State of Singapore Official Report*, Vol.12, No.7, Singapore, Col.443. なお、立法参事会のチャン・チョイ・シオン議員による発言は北京語でなされた。同議員の発言の和訳は、議事録に収録されている英訳をもとに著者が行ったものである。

6) 女性憲章の制定目的の詳細に関しては、前掲注2の拙稿を参照されたい。

7) 和訳は著者による。

多妻婚は、同憲章に基づく婚姻ではない限り、現在でも認められている。

Ⅲ. 女性憲章とファミリー・バイオレンス関連条項

1. 1980年の改正—DV関連条項の導入

1980年に女性憲章の大幅な改正が行われた際に、1976年にイギリスで制定された「DVおよび婚姻手続法」(Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act 1976)をモデルとして、DVに関する条項(第68条から第70条)が追加された⁸⁾。

1980年1月18日に開かれた女性憲章の改正案に関する特別委員会の場において、アフマッド・マッター(Ahmad Mattar)社会問題大臣(臨時)が、「法案のなかの第65A条から第65C条は、)妻と子どもの保護のための命令を発令する権利を裁判所に与えるものである。夫や父親のなかには、しばしば家族に対して暴力をふるう者もいる。したがって、このような修正は実際に家族を保護するための命令を発令する権利を裁判所に与えることになる」⁹⁾と述べたように、改正により盛り込まれた第68条は暴力の被害を受けている配偶者や子を保護するために、下級裁判所(Subordinate Courts)が加害者である配偶者に対して保護命令を発令することを認めるものであった。この場合の配偶者とは、被害者側であろうと、あるいは加害者側であろうと、性別にかかわらず、法律婚をしている夫と妻の双方とされた。

本改正によって導入された被害者保護を目的とする諸命令は、「保護命令」(protection order)と「住居からの退去命令」(domestic exclusion order)、および「緊急命令」(expedited order)から構成されていた。保護命令は、DVの加害者が申立人ないしは子に対して暴力を行使してはな

8) 1979年5月に改正法案が国会に上程され、1980年6月に同法案の採択がなされた。1981年6月1日から施行。

9) "Appendix IV", in *Report of the Select Committee on the Women's Charter (Amendment) Bill [Bill No. 23/79]*, 1980, Singapore, p.47. 和訳は著者による。

らないこと、あるいは暴力を行使すると脅すことを禁止するほか、他の者が申立人や子に対して暴力を行使したり、暴力を行使すると脅かしたりするように、加害者がその者を教唆ないしは手助けすることを禁止する内容を含むものであった¹⁰⁾。しかしながら、下級裁判所によって同命令が認められるためには、申立人が実際に加害者によってそのような暴力や脅迫を受けたことを証明しなければならず¹¹⁾、申立人にとっては利用しにくい制度であった。また、この場合における暴力とは、身体に対する物理的な暴力の行為に限定されていたため、身体に対する暴力ではなく、心理的あるいは精神的な暴力を受けている配偶者は保護の対象とはならなかった¹²⁾。

退去命令とは、加害者がそれまで配偶者や子と一緒に住んでいた住居から退去することを求めたり、被害者がその住居に入ることを禁止するものであり、また一方で被害者がそのような住居に入ったり、住み続けることを加害者が認めることを求める内容を含むものであった¹³⁾。住居の所有者が誰であるかかわりなく発令される同命令は、被害者の安全な住環境を確保するために重要な制度であった。しかしながら、同命令は加害者が暴力を行使した、ないしは暴力を行使すると脅かしたという状況、あるいは発令された保護命令に違反した状況が生じたうえで、さらには申立人や子が加害者によって肉体的な負傷を負わせられる危険があるとき以外には発令されなかった¹⁴⁾。したがって、制度として存在しているにもかかわらず、被害者が同命令を利用して住居や安全を確保するためには、申請時のハードルが高いために、実効力は期待できるものではなかった。

「緊急命令」とは、極めて緊急に被害者を保護することが求められている場合において、申立人による宣誓のみにもとづいて発令されるものであり、28日間あるいは保護命令の申立て後に両当事者に対する裁判所での審問が始まるまでの期間にかぎって、保護命令と同様に加害者に対して暴力の行使等を慎むように求めることができたものであった¹⁵⁾。

10) Leong Wai Kum(a), *Principles of Family Law in Singapore*, Butterworths Asia, Singapore, Malaysia and Hong Kong, 1997, p.405.

11) *Ibid.*

12) *Ibid.*, p.406.

13) *Ibid.*, p.405.

14) *Ibid.*

このように1980年の改正によってDV被害者を保護するための各種の命令が女性憲章のなかに導入されたが、上述したように暴力の定義が極めて限定されたものとなっており、また法の適用対象者の範囲も狭いという問題があった。また、命令違反の加害者に対する処罰規定が明確ではないという問題もあった¹⁶⁾。そのために、家族との日常生活においてさまざまな形態のDVを被ってきた被害者を幅広く、効果的に保護することができない状態が生じ、将来的にこれらの問題点を含めたところでのさらなる改正が望まれることになった。しかしながら、一方で同改正はシンガポールにおけるDV法政策に向けた第一歩となったという点で評価すべきのものであったともいえる。さらには、アジア各国や地域においてDV政策が進んでいなかった1980年という極めて早い段階で、DV被害者を保護するための条項が家族法のなかにいち早く盛り込まれたことを鑑みると、シンガポールにおける法改正はアジアにおける先駆的な政策となったことは否定できず、その点においても注目すべき出来事であった。

2. 1996年の改正—第7編「家族の保護」の導入—にいたる過程

1994年にシンガポールがかつて加入していたマレーシアでドメスティック・バイオレンス法が制定されたことを受け¹⁷⁾、シンガポールでも独立したファミリー・バイオレンス法の制定を求める動きが始まった。そのイニシアティブを率いたのは、内務省、コミュニティ開発省、保健省、およびシンガポール女性団体評議会(Singapore Council of Women's Organisations)から構成されたワーク・グループと無所属で選出されたカンワルジット・ソイン(Kanwaljit Sooin)議員であった¹⁸⁾。し

15) *Ibid.*, pp.405-406.

16) *Ibid.*, p.407.

17) マレーシアのドメスティック・バイオレンス法の制定背景には、シンガポールよりもはるかに個人やNGOからなる幅広い草の根の連合によって、政府への働きかけがなされたことが指摘されている。Kumaralingam Amirthalingam, "A Feminist Critique of Domestic Violence Laws in Singapore and Malaysia", *Asia Research Institute Working Paper Series*, No.6, Asia Research Institute, National University of Singapore, 2003, p.17.

18) *Ibid.*, p.17.

かしながら、その動きが始まる以前から、シンガポールでジェンダー平等のための活動を続けてきた女性団体AWARE(Association of Women for Action and Research)¹⁹⁾は、1985年からフォーラムやワークショップを開催するなどのDVに関する大衆向けの教育キャンペーンを展開し、DVに関する法制度の改革に向けて活発な活動を行っていた²⁰⁾。

1995年9月に国会にカンワルジット・ソインによって「ファミリー・バイオレンス法案」(Family Violence Bill)が上程された。これまでのように女性憲章内のDV関連条項に基づいて被害者保護を行うのではなく、女性憲章とは別にDVを含むファミリー・バイオレンスに特化した法律の制定を目指すものであった。同法案はマレーシア法をシンガポールでより効果的に運用できるように、修正を加えたものであった²¹⁾。しかしながら、同法案は1995年11月に開かれた国会における第2回目の審議の場において廃案となった²²⁾。その後には1980年の改正と同様に女性憲章を改正することで、DVを含むファミリー・バイオレンスに関するあらたな法政策をとるための次なるステップが進められることになった。1996年1月に国会に上程された同憲章修正法案は、1996年8月に無事に採択され、1997年5月に施行された。

1996年の女性憲章の改正によって、1980年の改正時に盛り込まれた第68条から第70条が削除され、代わりに第7編「家族の保護」(第64条から第67条)が導入された。同編のなかには、廃案となったファミリー・バイオレンス法案の条項をモデルとして作られた規定も盛り込まれた²³⁾。同

19) AWAREは、シンガポールの女性が置かれている状況を変えていくためには、ジェンダー平等を求めるキャンペーンを進める女性のグループを結成することが必要であるとの認識を持った女性たちによって、1985年11月25日に正式に結成されたフェミニスト団体である。発足から現在にいたるまで、シンガポールにおけるジェンダー平等政策のためのアドボカシーを続けると同時に、女性のためのヘルプラインや性暴力の被害者のためのホットライン等を開設するなどして、女性のための支援活動を行っている。カルワルジット・ソイン議員は1991年から1993年にかけて同団体の代表であった。同団体のウェブサイトには、活動の詳細が紹介されている。http://www.aware.org.sg/(2012年9月30日アクセス)。

20) Kumaralingam Amirthalingam, *op.cit.*, p.17.

21) Leong Wai Kum(a), *op.cit.*, p.409.

22) *Singapore Parliamentary Debates, Official Report (2 November 1995)*, Vol.65 No.2, Singapore, col 209.

23) Chan Wing Cheong, "Latest Improvements to the Women's Charter: Women's Charter(Amendment)Act 1996", *Singapore Journal of Legal*

改正により、1980年の改正法の問題であった暴力の定義や保護される対象の範囲が大幅に修正され、被害者をより広く保護できることになった。

1996年の改正により、シンガポールでは配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から受ける暴力であるDV²⁴⁾の被害者の保護のみを目的とする法政策ではなく、DVを含む家族内で起きる多様な形態のファミリー・バイオレンスに対応する政策がとられることになった。その点はDVや児童虐待に対して個別法を有している日本とは異なっている。ファミリー・バイオレンス法案は採択されなかったものの、女性の人権の保護と権利の向上を明確な立法目的として制定された女性憲章のなかに、女性の被害者が圧倒的に多いファミリー・バイオレンスに対応する章を作る形で抜本的な改革を行ったことは十分評価に値するといえよう。ファミリー・バイオレンス法案が成立しなかったその主な理由は、法案の目的や内容に対する強い反対があったというよりは、むしろアブドゥッラー・タルムギ(Abdullah Tarmugi)コミュニティ開発大臣(臨時)による発言²⁵⁾をはじめ、新たな法を作るよりも、現存の法律を修正する方法が審議に出席していた議員の多くに支持されたからであった²⁶⁾。シンガポールは1995年3月に家族に関わる問題を専門的に取り扱う家庭裁判所を設置しており²⁷⁾、また同年10月には女性差別撤廃条約を批准している。同条約の批准は、ファミリー・バイオレンス法案が国会に上程された翌月になされており、これらは連動した動きとして考えられるものだろう。また、そのことはファミリー・バイオレンスに対する国家としての態度を明確に表したのものとして高く評価できる²⁸⁾。

以下では、女性憲章に第7編として加えられた条項の内容、すなわち現

Studies, Faculty of Law, University of Singapore, Singapore, December 1996, p.559.

24) 山田秀雄編著『Q&A ドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法解説(第2版)』(三省堂、2004)、14頁。

25) *Singapore Parliamentary Debates, Official Report (2 November 1995)*, *op.cit.*, col.184.

26) Leong Wai Kum(a), *op.cit.*, p.409.

27) 家庭裁判所はシンガポールの下級裁判所を構成する一つの裁判所として位置づけられている。1997年11月には家庭裁判所内に「家族の変革と保護部門」(Family Transformation and Protection Unit)が設置された。

28) Kumaralingam Amirthalingam, *op.cit.*, p.17.

行のファミリー・バイオレンスに対する法制度の詳細についてみていくことにする。

IV. 現行のファミリー・バイオレンスの定義と刑事罰、 保護対象者の範囲、および救済手段

1. ファミリー・バイオレンスの定義と刑事罰

(1) ファミリー・バイオレンスの定義

ファミリー・バイオレンスの定義は、女性憲章第64条によって、以下の4つの行為であると定義されている²⁹⁾。

- ① 意図的ないしは承知のうえで、家族の構成員に対して傷害のおそれをいだけさせること、あるいはそうしようとする事。
- ② 傷害を引き起こすことになると知りながら、あるいは当然知っていたであろうにもかかわらず、そのような行為によって家族の構成員に傷害を負わせること。
- ③ 家族の構成員の意思に反して、その者を不当に監禁あるいは拘束すること。
- ④ 家族の構成員に対して激しい苦痛をもたらすことを意図して、あるいはそうなるであろうことを知っていながら、その者に対して継続的な嫌がらせを行うこと。

以下では、その具体的な行為やについて刑事罰に観点からみていくことにする。

(2) 傷害、重大な傷害、および謀殺と故殺

女性憲章第64条により、傷害とは「肉体的な苦痛を与えたり、疾患を引き起こしたり、あるいは病弱な状態にさせること」と定義されてい

29) 本稿で紹介している女性憲章第64条に規定されている暴力や家族の構成員の定義、用語の定義、および刑法典の条文の和訳は著者による。

る。傷害以外の暴力に関わる定義は同条のなかには示されていないため、家庭裁判所は実務において刑法典(以下、「刑法」という。)上の定義や解釈を適用すると考えられる³⁰⁾。ちなみに刑法第319条は「他の者に肉体的な苦痛を与えたり、疾患を引き起こしたり、あるいは病弱な状態にさせた者は傷害を負わせたとみなされる」と規定している。また、同第321条は意図的に他の者に傷害を負わせたり、そうなるであろうことを知りながら傷害を負わせる行為を「故意に引き起こした傷害」であると定義している。そのような場合は同第323条により、2年以下の禁固刑ないしは5,000シンガポールドル以下の罰金、あるいはその両方を科せられる³¹⁾。

刑法第320条は重大な傷害を示しており、具体的には(1)生殖機能のはく奪、(2)死、(3)いずれかの目の視力を失明させること、(4)いずれかの耳の聴力を失わせること、(5)四肢や関節を失わせること、(6)四肢や関節の機能の破壊あるいはそれらの機能を永久に損なわせること、(7)頭部や顔の外見や表面を永久に傷つけること、(8)骨折あるいは脱臼、(9)生命を危険に陥れたり、20日間にわたって、被害者に深刻な身体上の痛みを与えたり、被害者が通常の業務を行うことができなくするような傷害、(10)相手の同意なしに膣または肛門に挿入し、その者に対して身体に深刻な痛みをもたらすこと、となっている。同第322条の「故意に引き起こした重大な傷害」は「他の者に傷害を負わせようとする意図があり、あるいは重大な傷害を負わせることになるであろうことを知っており、かつその者が引き起こした傷害が重大な傷害にあたる場合」と定義されている。これらの重大な傷害を故意に負かせた者は、同第325条によって10年以下の禁固刑、および罰金ないしは鞭打ちのどちらかを科せられる³²⁾。

30) Leong Wai Kum(b), *Elements of Family Law in Singapore*, LexisNexis, Singapore, Malaysia and Hong Kong, 2007, p.123.

31) ただし、刑法第323条は、同第334条で規定されているケースには適用されない。第334条とは、「大きなかつ突然の挑発を受けて故意の傷害を引き起こした者は、挑発した人物以外の者に対して傷害を負わせる意図なくして、あるいは傷害を負わせることになるとは知らずに傷害を負わせた場合、3月以下の禁固刑ないしは2,500ドル以下の罰金、あるいはその両方を科せられる」と規定している。

32) ただし、刑法第325条は、同第335条で規定されているケースには適用されない。第335条とは、「大きなかつ突然の挑発を受けて故意の重大な傷害を引き起こした者は、挑発した人物以外の者に対して重大な傷害を負わせる意図なくして、あ

このほか、刑法上は危険な武器や手段によって故意に傷害あるいは重大な傷害を負わせた場合や、財産を奪ったり、不法な行為をすることを強要するために故意に傷害や重大な傷害を負わせた場合、毒薬によって傷害を負わせた場合等の規定が設けられているが、ここではその詳細には触れない。

謀殺に関しては、刑法第302条によって死刑を科せられる。謀殺にはいたらない自殺(と傷害致死)に関しては、同第304条によって、「死を引き起こした行為が、相手に対して死をもたらす意思あるいは死をもたらす得るような身体的負傷を負わせる意思に基づいて行われた場合には、無期の禁固刑ないしは20年以下の禁固刑、および罰金ないしは鞭打ちのどちらかを科せられる」(同304条 [a]) ことになっている。また、「死をもたらすことは知っていたものの、死を引き起こす意思あるいは死をもたらすような身体的負傷を負わせる意思がないままにその行為が行われた場合には、10年以下の禁固刑、あるいは罰金ないしは鞭打ち、もしくはこれらの処罰をあわせたものが科せられる」(同304条 [b]) ことになっている。

(3) 不当な監禁、不当な拘束、および嫌がらせ

刑法第340条は「不当な監禁」を「特定の範囲上の制限を超えて他の者が移動しようとすることを妨げるような方法をもって、その者を不当に拘束すること」と定義している。また、同第339条は「不当な拘束」を「他の者が移動する権利がある場合に、その者をどの方向に向けても進ませないようにするために、故意に進行を妨害すること」と定義している。不当な監禁をした者は、同第342条によって1年以下の禁固刑、あるいは3,000シンガポールドル以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。不当な拘束をした者は、同第341条によって、1年以下の禁固刑、あるいは1,500シンガポールドル以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。

「継続的な嫌がらせ」に関しては、女性憲章内にも刑法内にも解釈が掲載されていないが、これは不法行為に関する法律から発展してきた概念

あるいは傷害を負わせることになるとは知らずに重大な傷害を負わせた場合、6年以下の禁固刑ないしは10,000ドル以下の罰金、あるいはその両方を科せられる」と規定している。

である³³⁾。「雑犯罪(公秩序と妨害)法」(Miscellaneous Offences[Public Order and Nuisance]Act)の第13A条は、「他の者に対して嫌がらせをしたり、不安を感じさせたり、苦しみを与えたりする意図を持って、公的あるいは私的な場所で、脅威を与えるような、あるいは口汚い、もしくは侮辱的な発言や振る舞いをする行為」(同条 [a]) 等に対して、5,000シンガポールドルを超さない範囲で罰金を科すことができるとしている。しかし、このような嫌がらせから被害者を守るための救済手段は規定されていない。シンガポールの旧宗主国であるイギリスでは、不法行為の概念に基づいて、1997年に「ハラスメントからの保護に関する法」(Protection From Harassment Act 1997)を制定し、被害者に対する民事および刑事的な救済手段を整備している。シンガポールにおいても今後、このような立法がなされる必要がある³⁴⁾。

1980年の女性憲章の改正では、暴力は身体に対する物理的な暴力を指すとされていたが、1996年の改正においては身体的暴力、監禁や拘束、心理的暴力としての嫌がらせが暴力として位置づけられたことにより、さまざまな形態のファミリー・バイオレンスに苦しんでいる被害者が救済を求めやすくなった。たとえば、1985年には、夫からなじるように名前を呼ばれ続けたり、同様の趣旨のメモを何度も書くように求められてきた妻が保護命令を申し立てたものの、身体に対する暴力のおそれがないとして結果的に同命令が発令されなかったという事件³⁵⁾があった。1996年の改正によって、このようなモラルハラスメントの事件に対しても、保護命令を発令しうようになった³⁶⁾。将来的にはモラルハラスメントを含む嫌がらせに関する明確な定義が同憲章内に盛り込まれるとより望ましいものとなる。

(4) 夫婦間レイプ

夫婦間での望まない性行為の問題については1996年の改正時に議論はされたものの、結果的に暴力の定義には盛り込まれなかった。その理由

33) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.124.

34) *Ibid.*

35) 判例集未登載の保護命令申立て事件。Magistrate Summons No.41 of 1985.

36) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.124.

は、改正法に関する特別委員会が暴力の定義のなかにそのような行為を盛り込むよりはむしろ、そのような問題がありながらも夫婦が関係を維持したいと考えている場合には、自主的にその夫婦にカウンセリングを受けさせるほうがより適切な解決方法になると考えたからであった³⁷⁾。また同委員会は、関係が疎遠となっている夫婦間ないしは家族間で起きる強制的な性行為は刑法と「子どもと青年に関する法」(Children and Young Persons Act)にもとづいて対応されるべきであるとしながらも、そのような夫婦において被害者が刑事罰よりも保護命令を求めるならば、ファミリー・バイオレンスの定義の1つとして法案のなかで提示されている「家族の構成員に対して激しい苦痛をもたらすことを意図して、あるいはそうなるであろうことを知っただけで、その者に対して継続的な嫌がらせを行う」行為のなかにそれを含ませて対応することが可能であるのではないかとの見解を示した³⁸⁾。

現行の刑法第375条4項は、離婚や婚姻無効に関する暫定的な判決を得て、妻が夫から離れて暮らしている場合、法定別居の判決が確定し、妻が夫と離れて暮らしている場合、書面によって別居の同意がなされ、妻が夫と離れて暮らしている場合、妻が夫から離れて暮らしており、離婚や婚姻の無効あるいは法定別居に関する裁判が始まっている場合、裁判所によって妻と性行為を持つことを禁止する命令が発令されている場合、女性憲章第65条の保護命令や同第66条の緊急命令が発令されている場合、妻が夫から離れて暮らしており、同憲章上の保護命令や緊急命令を求める手続が始まっている場合をのぞき、夫による妻に対するレイプは処罰対象とならないことを規定している。シンガポールでは上記の例外規定をのぞき、夫婦間レイプは通常、犯罪とはならないが、望まない性行為を強いられている配偶者が1996年の女性憲章改正法案に関する特別委員会が示唆したように、継続的な嫌がらせという文脈で保護命令を求める場合、申立てが認められるかどうかはすべて裁判所の判断にかかっているということになろう³⁹⁾。実際にこのような申立てが確実に認められるようになるためには、繰り返しになるが嫌がらせの定義を同憲

37) *Report of the Select Committee on the Women's Charter (Amendment) Bill [Bill No.5/96]*, 1996, Singapore, pp. iii-iv.

38) *Ibid.*, p. iv.

39) Leong Wai Kum(a), *op.cit.*, p. 416.

章のなかで明確にする必要がある。また、将来的には刑法上の夫婦間レイプに対する免責事項を改正することが大いに望まれるところであるが、その検討については別の機会に譲りたい⁴⁰⁾。

(5) 可逮捕罪と不可逮捕罪

ファミリー・バイオレンスの加害者は刑法上の犯罪を構成する行為を行った場合には、同法と刑事訴訟法典にもとづいて処罰される⁴¹⁾。また、次節で述べるように、女性憲章は保護命令等の命令違反に対する罰則規定も設けている。シンガポールでは警察の逮捕権という文脈において、刑事訴訟法上で犯罪は逮捕令状なくして警察が被疑者を逮捕することができる「可逮捕罪」(seizable offence)と事前に取得した逮捕令状がない場合には、直ちに被疑者を逮捕することはできない「不可逮捕罪」(non-seizable offence)とに分類されている。重大な犯罪である可逮捕罪には、故意に引き起こした重大な傷害、危険な武器や手段によって故意に引き起こした傷害、不当な監禁、不当な拘束等が含まれる。逆に故意に引き起こした傷害は不可逮捕罪とされている。

2004年12月に下級裁判所は保護命令の申立人をサンプルとしてファミリー・バイオレンスの状況を分析したデータを公表した⁴²⁾。このデータによると、ファミリー・バイオレンスのなかで最も共通した形態の暴力は身体的暴行であり、一番最近に受けた暴力、過去に受けた暴力はともに傷害を負わせることを知っただけでなされた傷害が最も多く、それぞれ42.5%と41.0%となっている⁴³⁾。そのうち約4分の1が複数回にわたる暴行を受けている。警察への届け出は70%のケースにおいてなされているが、実際には暴力は受けたものの、負傷にいたらなかったものが

40) シンガポールでは夫婦間レイプの免責事項に関する法改正に向けた提言がなされている。たとえば、Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, pp. 91-92を参照されたい。

41) 内閣府男女共同参画局、前掲書、76頁。

42) Subordinate Courts of Singapore(a), *Faces of Family Violence-A Profile Study on Family Violence*, Research Bulletin, No.38, Singapore, 2004, pp. 1-6. サンプル数は2003年から2004年にかけて、保護命令の申立てのために家庭裁判所内の家族の変革と保護部門を訪れた1,918件のケースから構成されており、具体的には2003年のケースが1,504件、2004年2月から3月までのケースが414件となっている。

43) *Ibid.*, p. 4.

51.7%を占めており、打撲傷や暴行による腫れについては20.4%が経験している⁴⁴⁾。また、84%の暴力が武器を使わない形態でなされている⁴⁵⁾。すなわち、シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスのうち、刑法上の犯罪に相当するものは逮捕不可罪である、故意に引き起こした傷害が多いことがみてとれる。逮捕不可罪に関しては、警察は被疑者を警察署に連行する権限や証拠押収のために家宅捜査をする権限を与えられていないために、警察は通常、被害者に対し治安裁判官からの許可を得て、自分で告訴するように助言する形をとっている⁴⁶⁾。

(6) 正当防衛と子どもに対する懲戒

女性憲章第64条は正当防衛と21歳未満の子に対する懲戒はファミリー・バイオレンスの範囲に含まれないと明確に規定している。正当防衛に関しては、刑法第99条4項において、防衛目的以上の傷害については認められないとされている。何をもちて正当防衛というのかについては、暴力から身を守るための返報とそれを引き起こした相手側の脅かしとの間の合理的な均衡性が問題とされるところであり、それにもとづくならば過度な返報は暴力としてみなされ、処罰対象となる⁴⁷⁾。

体罰を含む子に対する懲戒権は、シンガポールでも継受されてきたイギリスのコモン・ローによって親に対して認められてきた考え方である。しかしながら、それは子どもと青年に関する法による制限を受けるものであり⁴⁸⁾、子にしつけを守るように教え込む意図をもって懲戒権を行使する際に過度な暴力をふるった場合、あるいはそのような意図なくして暴力を行使した場合は、犯罪行為として刑法ないしは子どもと青年に関する法によって処罰される⁴⁹⁾。

44) *Ibid.*, p.5.

45) *Ibid.*, p.4.

46) 在シンガポール日本国大使館『シンガポールの司法制度の概要－特に刑事訴訟法を中心として』(2006)、11頁。

47) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.126.

48) *Ibid.*

49) Leong Wai Kum(c), *The Singapore Women's Charter: 50 Questions*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2011, p.55.

2. ファミリー・バイオレンスにおける家族の構成員の範囲

女性憲章第7編が適用される家族の構成員の範囲については、ファミリー・バイオレンスの定義と同様に同第64条で次のように規定されている。

- ① 自身の配偶者あるいは元配偶者
- ② 養子縁組した子や継子を含む自身の子
- ③ 自身の父や母
- ④ 自身の配偶者の父や母
- ⑤ 自身の兄弟姉妹
- ⑥ 裁判所の意見にもとづいて自身の家族の構成員として認められた他の親戚や制限行為無能力者

親戚には婚姻や養子縁組を通して親戚となった者も含まれることになっており、また制限行為無能力者とは「身体的あるいは精神的な障がいや病気を有しているか、病気がないが高齢であることから、完全もしくは部分的に判断能力を有していないか、判断力が弱い者」を意味することが同条のなかで別途定義されている。

このように女性憲章はファミリー・バイオレンスという文脈において、家族の構成員を幅広く設定しており、DVや児童虐待のみならず、老人虐待や配偶者の父や母や自身の兄弟姉妹からの虐待、同居している制限無能力者に対する虐待等にも対応できるものとなっている。同第7編は第3条2項によるムスリム⁵⁰⁾に対する適用除外の範囲に入っていないため、ムスリムにも適用される。

現実には、保護命令の申立てはほとんどの場合はDVの被害者からなされており⁵¹⁾、前述の下級裁判所のデータによると申立人の82%が女性である⁵²⁾。家族の構成員のうち、配偶者という場合は法律婚をしている配偶者を指しており、事実婚のカップルは当てはまらない。1995年のファ

50) シンガポールの住民(シンガポール国籍者と永住権者)の14.7%(2010年当時)がムスリムである。Singapore Department of Statistics, Ministry of Trade & Industry, *Census of Population 2010-Statistical Release 1 Demographic Characteristics, Education, Language and Education*, Singapore, 2011, p.13. その多くはマレー系住民であるが、タミル系住民も一部含まれている。

51) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.121.

52) Subordinate Courts of Singapore(a), *op.cit.*, pp.1-2.